

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号訪問事業（訪問型サービス） 運営規程

（事業の目的）

第一条 きらり健康生活協同組合が開設するあおぞらホームヘルプサービス（以下「事業者」という。）が行う第一号訪問事業（訪問型サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援者又は事業対象者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第二条 事業者が実施する事業は、要支援者に対し、その利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮しながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉のサービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の状態を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

4 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

（事業者の名称及び所在地）

第三条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 あおぞらホームヘルプサービス

所在地 福島市南沢又字上並松 8-6

（職員の職種、員数及び職務内容）

1 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業者の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う

2 サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、個別サービス計画の作成及び説明を行うほか、事業者に対する訪問型サービスの利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

3 訪問介護員等 5名以上

訪問介護員は、個別サービス計画書に基づき、訪問型サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第四条 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日まで

ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月16日まで）

2 営業時間 9時から17時まで

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第五条 事業者が行う訪問型サービスの内容は次のとおりとし、訪問型サービス提供した場合の利用料の額は、福島市長が定める基準によるものとし、当該訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に則した額とする。

1 内容 ①身体介護 ②生活援助

2 キャンセル料 訪問型サービスは月単位の定額のため、訪問を予定していた1ヶ月すべてをキャンセルとなった場合 キャンセル料 500円

3 利用料の支払いを受けた時は領収書を交付する

(事業の実施地域)

第六条 実施地域は福島市とする。

(緊急時における対応方法)

第七条 訪問介護員等は、訪問型サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、すみやかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の取扱いについて)

第八条 事業者、担当者及び事業者の使用するものは、サービス提供するうえで知り得た情報については、個人情報保護法にのっとり秘密保持する。なお、情報を利用する場合は、個人情報利用同意書の提出を持って、必要最低限の情報を使用するものとする。

①訪問型サービスの提供を行うにあたり、担当職員、事業所との間で開催されるサービス担当者会議等において、利用者の状態、家族の状況等を把握するために必要な場合。

②利用者の健康維持と回復等の直接的な利益のため

③事業所の事務あるいは経営上から必要のあるとき

④医療・介護の向上への寄与するため

(虐待防止のための措置について)

第九条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のための次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施
 - ② 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他、虐待防止のために必要な措置
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通達するものとする。

(ハラスメント対応措置について)

第十条 事業者は利用者又は家族が事業者や従業員に対してのハラスメント行為に対して次の措置を講ずるものとする。

- 介護現場におけるハラスメント対応の従業員に対する研修の実施
- ハラスメント相談体制の整備
- その他、ハラスメント対応の措置

(地域との連携について)

第十一条 地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した介護を提供出来るように、地域住民や自治組織との連携及び交流を図り、地域に開かれた運営を行う事とする。

第十二条 (その他の運営についての留意事項)

- 1 あおぞらホームヘルプサービスは、訪問介護員等に資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるために従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨も、従業員との雇用契約の内容にする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、きらり健康生活協同組合と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則 この規定は平成28年3月1日から施行する。

この規定は令和元年7月1日から施行する。

この規定は令和元年11月1日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和4年10月1日から施行する。

この規定は令和5年7月1日から施行する。